

大分県赤十字個人ボランティア規約

(目 的)

第1条 大分県赤十字個人ボランティア（以下「個人ボランティア」という。）は、個人ボランティアとして赤十字の使命に基づき地域社会に奉仕活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

第2条 個人ボランティアとしての活動とは、次の活動をいう。

- (1) 災害時支援
- (2) 赤十字が主催する行事・災害救護訓練運営支援
- (3) その他個人ボランティアに要請されること

(要 件)

第3条 個人ボランティア登録・継続の要件は、下記の通りとする。

- (1) 赤十字の使命（いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る）に基づき活動すること。
 - (2) 大分県内在住の15歳以上であること。（※高校生は、保護者の同意を要する。）
- 2 連絡手段は、原則携帯電話を使用した連絡ツールで行うこと。

(費 用)

第4条 登録・継続にかかる費用は無償とし、活動は無報酬で行うものとする。

また、ボランティア保険の加入費用については、自己負担とする。

(登録及び継続)

第5条 個人ボランティアの登録は、別紙様式「大分県赤十字個人ボランティア登録申請書」を日本赤十字社大分県支部へ提出する。

- 2 登録の継続は、奇数年（西暦）の年度末に実施することとし、日本赤十字社大分県支部からの通知により意思確認を行う。
なお、登録者からの意思表示がない場合、登録を取り消すことができるものとする。

(登録取消)

第6条 下記の行為が確認された場合は、個人ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録継続の意思表示がないとき。
- (2) 政治的または宗教的目的の活動が行われたとき。
- (3) その他、個人ボランティアとして相応しくない行為がみられたとき。

附 則

この規約は、令和6年9月1日から施行する。